

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

【 評価基準 （ 最新版 ） : 平成28年6月改訂 67項目 】

① 第三者評価機関名

名 称	(株) 第三者評価 http://daisansha.lolipop.jp/fukushi
所 在 地	大阪市東淀川区東中島1-17-5 ステュディオ新大阪
訪問調査日	1次訪問調査日 2017年12月15日(金) 2次訪問調査日 2018年1月16日(火)
評価調査者 3名	HF05-1-0098 リーダ III章担当 吉山 浩 HF10-1-002 I・II章担当 加藤 文雄 HF06-1-0019 A章担当 山田 奈津
保護者アンケート実施	2017年11月 回収率 100% (回収 71件 / 配布 71件)
評価結果確定日	2018年2月28日
WAMNET結果公開日	2018年2月28日

② 認定こども園情報

名称: 認定こども園 石屋川くるみ保育園	種別: 幼保連携型認定こども園
代表者氏名: 宇陀 智子 園長 松村 良奈 副主幹保育教諭	定員(利用人数): 70 (83) 名
所在地: 神戸市東灘区御影塚町2丁目22-19	
TEL (078) 842-4152	ホームページ: http://www.sakuradani-fukushikai.com/
【こども園の概要】	
開設年月日: 2004年4月1日 (2015年4月1日より幼保連携型認定こども園へ)	
経営法人・設置主体(法人名): 社会福祉法人 桜谷福祉会	
職員数	常勤職員: 18 名 非常勤職員: 4 名
専門職員	保育教諭 14 名 管理栄養士 1 名
	看護師 1 名 調理師 2 名
設備等の概要	教育・保育室(0~5歳児)・遊戯室兼ランチルーム・相談室・職員室・調理室・職員更衣室、屋外遊戯場(園庭)、屋上園庭

③ 理念・基本方針

基本理念

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

保育目標

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

基本方針

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

④ 認定こども園の特徴的な取組

- (1) 規模が比較的小さく、アットホームな雰囲気での保育が出来ている。
他クラスとの交流も多くしており、異年齢児の子どもとの関わりがある。
（例えば5歳児と2歳児が一緒にお散歩に行く、幼児組の開催するお店屋さんごっこに乳児組が招待してもらう、等）
また、保育教諭も時差勤務であり、他クラスの子ども達と関わる事ができるので、保護者からも、「色々な先生が子どもの名前を呼んでくれて嬉しい」との声が上がっている。
- (2) 保護者支援の観点で、持ち物の軽減をすることで、子育てと家事の負担を軽減している。
家庭で、家事に追われる時間を、少しでも子供との時間にしてほしいというねらいがある。
また、帽子や、午睡時の寝具（バスタオル等）もリースをしている。清潔なものを使用する、衛生管理を徹底するというねらいもある。
- (3) 子育て支援にも力を入れている。地域にも根ざしてきており、近くの老人施設や障がい者施設の方から、子どもたちとの交流を持ちたいというお誘いを頂いたり、また、保育園では、お誕生日会や、季節の行事（七夕会や、クリスマス会、寒もちつきなど）を開催し、地域の子育て中の親子も参加できるようにしている。

る。土曜日には、わらべうたベビーマッサージを月に1度開催し、6ヶ月未満のお子さんの利用もある。

- (4) 運動遊びに積極的に取り組んでおり、担任保育教諭が「保育課程検討委員会」のメンバーとなり、石屋川くるみ保育園独自の「腕力・脚力強化計画」を立てている。
0歳児クラス～5歳児クラスまで、各クラスでの運動遊びや、以上児は異年齢児での運動遊びもおこなっている。
- (5) 特別カリキュラムを実施しており、保育教諭とは別の専門性の高い講師と関わる時間がある。
英語保育・音楽リズム・キッズミュージカル・絵画指導など、分野ごとに講師がおり、幼児クラスからはカリキュラムがある。
日々の保育の中で、園の中の大人以外との関わりがある。
年度末に行われる発表会では、劇（キッズミュージカル）、合奏（音楽リズム）、英語の歌など、カリキュラムでの関わりも発表する場がある。絵画指導の作品は、アート週間を行い、部屋に展示するなどの取り組みもしている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年8月1日（契約日）～平成30年2月28日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	3回目（前回 2013年度 WAMNET公開 2013年12月27日）

⑥ 総評

◇ 特に評価の高い点

- (1) 経営3ヵ年計画とし「地域貢献への積極的展開・利用者や地域から信頼され選ばれた施設を目指す」等のビジョンを明確にした計画を策定して、分野ごとに委員会組織を設け全職員で改善や業務の向上に向け取り組みを行い、1/4期毎に進捗検証シートにて確認・評価し実現に向けた取組を組織的に行っている。
- (2) 家庭での保護者の負担を減らし子どもに向き合う時間を増やすことを支援しています。そのためお昼寝用お布団の準備やエプロン等の洗濯などは園で一括して実施しています。
- (3) 園内での衛生管理や感染症予防が優れています。
園児の昼寝用お布団は家庭からの持ち込みではなく、専門業者のお布団を使用しています。
またエプロン等も園で一括して衛生管理をしています。徹底した衛生管理から感染症予防につなげています。
感染症予防については一法人複数事業所の強みをいかし、月1回の法人全体の看護師会議で情報と知恵を出しあい、①マニュアルの見直し、②流行時期にあわせた感染症とその対応方法の伝達、③SIDSの研修等を定期的実施して、最善の環境を整える努力をしています。

- (4) 管理栄養士は、23年前の阪神大震災の経験を基に、語り部も行っており、大きな地震を経験していない若い保育教諭・子どもに、その経験を伝えています。
- (5) 関西では、自ら積極的にかつ継続的に、任意の制度となっている第三者評価を受審するこども園は、まだ、ほとんど無いのが実情ですが、こちらの園は、丁寧に質の高い幼児教育・保育を実施している事を県が定めた評価基準67項目に則り、評価機関の目を活用し、保護者・地域の方々に向け掲示やインターネット公開を通じ、税が投入されている社会福祉法人として説明責任を果たそうと懸命に努力されています。（3年毎、3度目の受審は、関西でトップ・クラスの実績です）

◎ 推奨事項 2 件

I-4-(1)-① ③ 組織的に行う自己評価（県が定めた評価基準に基づいて年に1回以上実施）に関して

「重要事項説明書」に、自己評価に関する記載がありますが、「園全体の運営管理に関する自己評価」のような表現に修正される事を推奨いたします。

また、幼保連携型認定こども園では、この「自己評価表」の結果の公表も義務化されておりますので、園内での閲覧等の方法で公表される事を推奨いたします。

III-1-(5)-③ ④ 災害時における備蓄の飲料水の量

子ども・保育者総人数に対し、1日分以上の飲料水の備蓄を推奨いたします。

⑦ 第三者評価結果に対する認定こども園のコメント

今回で3回目の受審となりましたが、受ける職員は初めての者が多く、こども園の運営から、日常の保育・幼児教育のあり方について、当たり前だと感じていた所はこういう意味があったんだ、また、実際にしている取り組みに対しての再確認や見直しが出来たと思っています。しっかりと普段の保育・幼児教育を再確認・見直しをすることで、サービスの質の向上につながると感じました。とてもいい機会になったと思っています。職位一同、準備などは大変でしたがみんなで一つの目標を持って取り組む事が出来、良い学びとなりました。

- ⑧ 各評価項目に係る第三者評価結果 別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価細目の第三者評価結果

各項目右端の評価結果欄 a、b、c の表記について

- | | | |
|----------|--------------|------------|
| a | 全ての項目を満たす | 目標となる高いレベル |
| b | 1つ以上の項目を満たす | 標準的レベル |
| c | いずれの項目も満たさない | 改善が必要なレベル |

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>入園のしおり・パンフレット・ホームページ等に明文化されています。園の目指す方向を「地域貢献への積極的展開」・「利用者や地域から信頼され選ばれる施設」として中長期計画の中でも、理念との整合が図られています。また、「年度事業計画」にも示し職員の「行動規範」として「基本理念説明養成研修」を行い、日常的には目に触れるように玄関、保育室等にも掲示して周知を図っています。利用者には入園、進級式等で「重要事項」として説明すると共に「しおり」・「重要事項説明書」等に記載して周知しています。</p>	
<p>アウトカム (outcome) 評価 < 園の取組み結果・方法に対する評価 ></p>	
<p>I-1-(1)-① 5 理念や基本方針が保護者等への周知が図られている。</p> <p style="padding-left: 40px;">6 理念や基本方針の<u>周知状況を確認</u>し、継続的な取組を行っている。</p>	
<p>2017年11月実施 保護者アンケート結果 (総数 71 家族) 回収率 回収 71/71 配布 = 100 %</p>	
<p>設問1 こども園の理念・方針をご存じですか?</p>	
<p>回答 5よく知っている 11 (15.5%) 4まあ知っている 44 (62.0 %) 3どちらともいえない 12 (16.9 %) 2あまり知らない 3 (4.2 %) 1まったく知らない 0 (0%) 0未記入 0 (0 %)</p>	
<p>5 よく知っている 11 (15.5 %) + 4 まあ知っている 44 (62.0%)</p> <p style="text-align: center;">= 合わせて 55 (77.5%) . . . 比較的、高い周知度です</p>	
AA 想定する周知状況になっているか?	BB どの程度の周知状況が目標なのか?
<p>毎年、『理念』や『方針』の保護者への周知状況を保護者アンケート等で確認し、取り組み方法の妥当性を</p>	

確認すると共に、⑤よく知っている + ④まあ知っている で合わせて 何%程度を目標値とするのか園内で議論され、数値による目標管理も合わせてご検討下さい。【 数値目標があると知恵が深まります 】

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>市の園長会(私立保育園連盟理事会)、法人の「経営計画」、「児童施設運営会議」、区の「ほっとかへんネット」等に参加して策定動向、利用者数を把握し分析しています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>経営状況や課題は、毎月行われる法人主催の「児童施設運営会議」でも明らかにして共有されています。経営課題や改善すべき課題については法人が年4回実施する理事会の「事業報告」「会計報告」等においても共有がなされています。また、これらの「事業報告」は職員に供覧し周知すると共に「スタッフ会議」や各種委員会を設け全職員で分担して主体的に解決・改善に向けた取組を行っています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果						
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。								
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c						
<p><コメント></p> <p>経営3ヵ年計画として理念や基本方針の実現に向けて、「地域貢献への積極的展開・利用者や地域から信頼され選ばれた施設を目指す・経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す」等の目標を明確にした、中・長期計画(H28年度～H30年度)が策定されています。中・長期計画では具体的な成果等が設定されており定期的(3か月毎)に進捗状況や評価も行われ、策定毎に見直しも行われています。 (第3期経営3ヵ年計画進捗状況検証シート2年目2/4半期)にて確認)</p> <p>【 中長期計画の主な内容 】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成28年度 実施済</td> <td>地域貢献として「ネウボラ」を軸とした地域の健康診断等への参画</td> </tr> <tr> <td>平成29年度 実施中</td> <td>子育て支援事業(成長測定・育児相談・わらべうた・マッサージ等) 毎月定期開催</td> </tr> <tr> <td>平成30年度 実施予定</td> <td>地域の子育て支援の拠点となる</td> </tr> </table>			平成28年度 実施済	地域貢献として「ネウボラ」を軸とした地域の健康診断等への参画	平成29年度 実施中	子育て支援事業(成長測定・育児相談・わらべうた・マッサージ等) 毎月定期開催	平成30年度 実施予定	地域の子育て支援の拠点となる
平成28年度 実施済	地域貢献として「ネウボラ」を軸とした地域の健康診断等への参画							
平成29年度 実施中	子育て支援事業(成長測定・育児相談・わらべうた・マッサージ等) 毎月定期開催							
平成30年度 実施予定	地域の子育て支援の拠点となる							
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c						
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の内容を反映した「事業計画」を策定し、保育で取組む内容や法人基本理念達成に向けた具体的な内容になっています。また、その中には発達支援、保護者支援、職員育成等の内容も盛り込まれ、数値目標や具体的な成果等が設定され実施状況の確認・評価も行える内容となっています。(「平成29年度 事業計画書」にて確認)</p>								

【 当該年度 平成29年度計画の主な内容 】		
実施済 …… 人材育成への取組み (研修の年間計画の作成と実施) 実施予定 …… キャリアパスに基づく階層別研修の充実		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉑・b・c
<コメント> 日々の保育の振り返りをもとに園の事業計画を策定し、法人の保育部門(6園)の園長会で内容をすり合わせ策定されています。事業計画は3か月毎に評価して結果は法人主催の「施設長会議」で共有され次年度の策定に生かしています。また、年度初めに全職員(パート職員含む)を対象に「事業計画説明会」を行い周知徹底されています。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉑・b・c
<コメント> 事業計画の主な内容は『こども園案内』に記載して、各クラスの個人懇談会等で説明すると共に「重要事項書」にも等にも記載して保護者にも周知しています。また、保護者が参加する行事等も取入れた「園だより」、「年間行事表」への記載や「子育てコーナー」への掲示等で参加を促しています。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
<コメント> 丁寧で質の高い教育・幼児保育に向けた取組として、「年間保育計画」「月案」「週案」等の指導計画に対して、計画→実施・記録→評価→見直し→次の計画というサイクルの取組みを実施しています。「保育の内容」の全ての書類に「記録・評価欄」を設けて確認する体制を構築しています。定められた評価基準(平成28年6月～ 県 福祉サービス 第三者評価 自己評価表)にもとづいて自己評価を行っています。(本年度は第三者評価受審と兼ねて実施) また、評価結果等を分析・検討する場として、各分野ごとに委員会があり全職員が関わっています。(「委員会活動&会議録ファイル」にて確認)		
ただ、「重要事項説明書」に、自己評価に関する記載がありますが、「園全体の運営の状況に関する自己評価」のような表現に修正される事を推奨いたします。また、幼保連携型認定こども園では、この「自己評価表」の結果の公表も義務化されておりますので、園内での閲覧等の方法で公表される事を推奨いたします。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづきこども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<コメント> 評価結果やそれに基づく課題は「自己評価」として文書化され、各員会の話し合いで課題の共有化を行い、「保育課程検討委員会」で改善を検討して、改善計画実行→振り返り {満足度調査等} →見直しも行われています。また、「中・長期計画」へも反映させています。(「中・長期計画進捗状況検証シート」、「年間指導計画」にて確認)		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は園の経営・理に関する方針と取組みを「事業計画書」で明確にして、年度初めに「事業計画説明会」を実施して周知し、自らの役割と責任は、「保育園案内」「重要事項説明書」に記載して表明しています。また、事業計画書の中の「職務分担表」でも役割と責任を明記し、不在時の権限委任等についても明確にしています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は遵守すべき法令を理解して、行政との連携、業者に対する見積入手による対応等の適正な取引を行っています。法令遵守の観点から「幼保連携型認定こども園要領改訂の研修」「法人の基本理念説明者養成研修」等における法令遵守の研修にも参加しています。また、「法令一覧表」を作成し職員に遵守すべき法令等を周知させると共に、法令の中で、消火避難訓練、プールの塩素濃度測定、身体測定実施、個人情報保護等、日々の具体的な内容で必要性を周知して取組んでいます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>週案、月案、年間カリキュラム、個別計画をはじめ全ての計画書を見て評価・分析を行い、「クラス会議」や「こども園・保育園運営委員会」で助言・提言をして指導力を発揮しています。保育・幼児教育の質の向上について分野ごとに委員会の設置や階層ごとに会議を設ける体制を構築し自らも参画しています。また、全職員が分担して主体的に責任をもって委員会活動に参画して保育・幼児教育の質の向上に反映させる取組を行っています。職員は各自の立てた目標や、キャリアパスに沿った研修に参加しています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>人事・労務・財政等をふまえて「月次報告書」として作成し、毎月の「児童施設運営会議」で課題を分析し、業務につなげています。また、「子ども一人ひとりが大切にされる保育・幼児教育」を目指して、職員が無理のない配置や環境整備について「クラス会議」や「スタッフ会議」等を通し話し合い具体的に取組んでいます。職員に対し同様の意識を形成するために「供覧書類」、「スタッフ会議」で呼びかけ、改善や業務の実効性を高めるためには委員会や階層ごとの会議を設け自らもその活動に参画しています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c

<コメント> 事業計画」の中で「人材養成の積極的展開」として、「理念と方針を実践する職員を一人でも多く育成する」ための育成方針を明確にして、「人材確保委員会」を設けて取り組んでいます。また、専門職としての知識・技術向上のため、法人こども園・保育園内で新人研修、階層別研修や人事考課制度を活かした育成を行っています。人材の確保では、採用説明会資料を作成して採用活動を行っています。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉑・b・c
<コメント> 人事考課の評価項目で「求める職員像」を明記しています。人事基準は「職務規定」にて明記され、職員が「閲覧」できるようにしています。職員の専門性、行能力、成果や貢献度は「人事評価制度」を活用して「自己成長シート」に基づく自己評価と面談を実施(年3回)して評価しています。職員処遇の水準については「人事考課制度」を活用しています。また、職員が自らの将来の姿を描くことができるよう「キャリアパス制度」も設けられています。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉑・b・c
<コメント> 副主幹保育教諭・園長の責任体制で職員の就業状況(勤務変更/有給/超過勤務/疾病状況等)をチェックして把握すると共に有給、時間外労働についても申請を確認して把握しています。職員の健康と安全の確保は毎日「健康チェック表」に体調を自己申告して園長・副主幹保育教諭・看護師にて職務可能か判断して職員に周知しています。人事考課面談を定期的(年3回)に行い、その中でも相談できるよう工夫しています。 総合的な福利厚生として互助会(社会福祉民間互助会)に加盟して実施しています。ゆとりのある生活を目指すワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として子育て中の職員の体調に合わせて「時短勤務」「勤務時間の調整」等の配慮がなされています。また、毎年法人内の児童施設部門全職員による新年会等が開かれ親睦を深めています。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 年度初めに個人の経験や志向・適性をふまえた「研修計画」を作成して計画に沿って研修が行われています。また、「人事考課面談」を行い、職員一人ひとりが目標項目・水準・期限を明確にした「自己成長ノート」を作成して取組み、人事考課面談の年間計画に基づき、中間の進捗状況の振り返り、期末に目標達成度の確認の面談も行われています。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉑・b・c
<コメント> 「職務規定」「職務分担表」「委員会組織図」等に基本姿勢やすべき業務が明記されています。また、職員に必要とされる専門技術や専門資格については人事考課の自己評価基準に明記されています。研修は「階層別」「個人別研修計画」に基づき実施されています。また、年3回実施の「人事考課面談」にて研修の評価と見直しも行われ、研修参加状況と現場の必要性を見ながら、適宜研修の見直しも行われています。(「施設内研修ファイル」、「研修報告ファイル」にて確認)		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉑・b・c
<コメント> 個人の経験や志向、適性をふまえた「研修計画」を作成し、計画に沿って研修が行われています。4月に職員個人が受けた研修などを表にしてまとめ、外部研修など適切な研修があれば回覧等で周知して自ら研修に行けるように		

しています。また、法人内の「学び合い研修」に参加して自分の知識を伝える場も設けています。研修の場に参加できるように希望や必要に応じてシフト調整するなどの配慮も行われています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の教育・保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

『実習・ボランティア受入れマニュアル』の中で基本姿勢を明文化し、「実習生受入れ体制」として保育・幼児教育に関わる専門職の研修・育成についての体制が整備されています。また、指導者に対する研修も実施しています。実習生については学校側と実習内容を確認し、実習期間中に要請校側からの訪問も受け入れ連携も図られています。

【 直近3カ年 実習生受け入れ実績 】

平成29年度 8人、平成28年度 8人、平成27年度 8人

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
----	---------------------------------------	-------

〈コメント〉

ホームページを活用して法人の基本理念や方針、保育・幼児教育の目標や内容、社会福祉法改正に基づき公開を求められている情報についても公開されています。また、園の取組み実施状況、第三者評価の受審結果、苦情相談の体制等も公開しています。法人理念・保育理念・保育方針等は、「HP・入園のしおり・案内(重要事項説明書)」等に記載して意義や役割を明確にしています。また、園での活動等については、保護者だけでなく地域へ向けて「よい子ネット」、地域の広報誌(こうめちゃん)への掲載、案内の配布等も行っています。

【 園のHPによる情報公開の状況 】 2017年12月15日(1次訪問調査日現在) (社会福祉法改正に基づく)

- ① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款
⑥ 役員報酬総額

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

こども園における事務・経理・取引に関するルールは『法人規定集』の経理規定等で明確にし、規程集は園長室に常備し職員等に周知しています。また、法人の内部監査による指導に基づき[管理運営規定]と「重要事項説明書」を玄関にも置いて周知が図られています。外部監査を5年に1回受けており(公認会計士 Y事務所 平成26年3月6日付報告書を確認)、指摘事項に基づく経営改善が行われていました。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
----	---------------------------------------	-------

<p>〈コメント〉</p> <p>地域との関わり方について、中・長期計画の中で「地域貢献への積極的展開」して掲げ「事業計画」等で計画しています。地域の活用できる社会資源や情報はリストやチラシとして玄関ホールに掲示して提供しています。</p> <p>保育教諭と子どもたちで近隣公園の清掃や地域開放行事にボランティアのパフォーマーを依頼し、園児と地域の方が一緒に楽しめるようにしています。また、「保育園へようこそ」地区の老人ホームへの定期的な訪問等の取組みも行っています。個々に応じて、「ことばときこえの教室」などの利用も推奨しています。</p>		
24	<p>II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>『実習・ボランティア受入れマニュアル』の中で基本姿勢を明文化しています。「保育実習関係」や「保育体験関係(学生)」として明確にして、受け入れています。また、近隣の中学生に向けた「トライやるウイーク」、「インターンシップ」の受け入れ等を通して学校教育への協力も行っています。</p> <p>【 直近3カ年 ボランティア等受け入れ実績 】</p> <p>平成29年度 9人、平成28年度 9人、平成27年度 10人</p> <p>・トライやるウイーク実績 : 年間 中学生 4~5名 高校生ボランティア : 1名 (手話)</p>		
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>II-4-(2)-① こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>地区の関係機関・団体(近隣小学校、医療機関、自治会、老人施設等)のリストや地図を作成して、職員には「マニュアル研修」で周知すると共に事務所に保管して共有化を図っています。関係機関(市法人保育園会)と地域の「ほっとかへんねっと東灘」「子育て応援プラザ(こうめちゃん)、市子育て支援部等と定期的に連絡会等を行っています。また、地域の社会施設が集い地域の居場所づくりについての意見交換等の取組みを行っています。</p> <p>権利侵害が疑われる子どもに対する対応として『虐待対応マニュアル』に関係機関との連絡方法等も記載して連携が図られています。</p>		
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>II-4-(3)-① こども園が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>わらべうた・ベビーマッサージ(第一土曜日)、試食会、親子クッキング等を随時行っています。また、「カンファレンス離乳食」、「AED講習会」等も行われ地域へ参加を呼びかけています。また、「子育て相談(毎週)」、「プレパパプレママセミナー」、等も開催しています。</p> <p>災害対策として自衛消防隊を組織して対応すると共に地域の避難場所(S小学校)が確認されています。また、施設では太陽光発電システムが整備されており近隣住民の避難施設としても自覚されています。トライやるウイークの中学生やインターシップの高校生を受入れ、就業体験・次世代育成にも貢献しています。</p>		
27	<p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>保育体験、子育て相談、地域開放行事でのアンケートを実施すると共に行政の「こども入所支援担当」「こども家庭相談所」と連絡を取り合っ地域福祉ニーズの把握に努めています。また、保育体験、子育て相談、わらべうた・</p>		

ベビーマッサージ等の実施を通じて多様な相談に応じています。「ほっとかへんねっと東灘」での話し合いに参加して福祉ニーズの把握に努めています。また、地域の祭り、老人会等との交流も行い「地域の子育て支援事業」としての活動は「行事計画」「年間行事表」として計画的に活動が行われています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉖・b・c
<コメント> 『基本理念 ② 人権を擁護する』を実践しており、法人での基本理念研修会に参加したり、その後、1年を通して基本理念の園内研修を行っています。また、子どもの発言だけでなく表情もしっかりと読み取り、子どもの思いを受けとめ、子ども自らが主体的に関わっていくことができるよう配慮しています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育・教育が行われている。	㉖・b・c
<コメント> 『プライバシー保護マニュアル』や、『虐待防止マニュアル』に記載があり、マニュアル研修も行っていきます。夏のシャワー時に男女別でシャワーをしたり、トイレには、パーテーションで隠す等の工夫をし、周りから見えない工夫がされており、トイレや着替えがwebカメラに映らないよう配慮されています。(webカメラが設置されていますが、プライバシーはきちんと守られています)		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対してこども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉖・b・c
<コメント> 市役所や、園のHPにて、こども園選択の為の情報を掲載したり、園や東灘区役所に情報誌「こうめちゃん」を置いて適切な情報を公開しています。見学（毎週木曜日）や保育体験も積極的に受け入れており、年間平均30人前後来園されています。 備考) 神戸市役所HPの幼保連携型認定こども園紹介のページ http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/img/004_202022.pdf 情報誌「こうめちゃんみんなであそぼう12月号」 神戸市役所 地域子育て応援プラザ東灘（子育て支援情報） http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/chiiki/img/129koume12.pdf 「わらべうた・ベビーマッサージ」 12/2（土）10：00～10：45 「12月お誕生日会」 12/6（水）10：00～11：00 「クリスマス会」 12/19（火）10：00～11：00 「保育体験/プレパパ・ママ体験」 毎週土曜日10：00～11：00 「子育て相談/保育園見学」 毎週木曜日 10：00～11：00		
31	Ⅲ-1-(2)-② 教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉖・b・c
<コメント> 「入園案内」を使用し、保護者説明会やクラス懇談会の際に、園長・副主幹保育教諭で時間を掛けて説明し、保護者の疑問に答えています。「入園案内」は、毎年見直しを行い、実態に合ったものとしています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉖・b・c

〈コメント〉

卒園、退園、転園の際は、保育・幼児教育の継続性に配慮し、石屋川くるみ保育園での利用が終了後も、園長、副主幹保育教諭や担任が窓口になる旨を伝えています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

毎年2回実施する保護者懇談会や、「満足度調査」や「行事アンケート」を実施したり、日々の送迎の折や連絡帳で保護者の意向を把握しようとされています。

今回、実施した2017年11月の保護者アンケート結果は、100%の回収率（71件回収/71件配布）で、その結果は、総合満足度 4.4（5点満点）と上々の内容です。

☆☆☆ 保護者が感じている“幼保連携型認定こども園 石屋川保育園”の魅力の一部抜粋 ☆☆☆

- ① 働く保護者の負担軽減に配慮があり、保護者の負担が少ない
（持ち帰りの洗濯がない、布団の用意不要、行事は日曜開催、遠足時のお弁当不要 等々）
- ② 子供の様子をよく教えてもらえて安心して預けられる保育園だと思う
- ③ 音楽リズム、キッズミュージカル、絵画、英語など教育に力を入れている
- ④ 食育に熱心で、食事やおやつは基本手作りですごく美味しい
- ⑤ WEBカメラがあり、保育園の様子が分かり安心
- ⑥ 大きなおうちのようにみんなのびのびしていて良い
- ⑦ 1歳児であってもシール貼りや色紙貼りなど手先を使う仕事をさせて頂けるのが嬉しいです
- ⑧ クラスの担当に限らず、他のクラスの先生方も子供の事をよく見て下さり、色々な先生がいつでも笑顔で迎えてくれるオープンな環境だと思います

いくつか、要望やコメントを頂いております。順次、実際の状況を確認し、改善に取り掛かろうとしました。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	(a)・b・c
----	--------------------------------------	---------

〈コメント〉

苦情解決の体制が整備されており、「重要事項説明書」に記載したり、園の玄関に掲示されています。保護者が苦情を申し出しやすいように、匿名でアンケートを実施したり、意見箱を設けたり、日頃からコミュニケーションが円滑になるよう配慮し、送迎時に一声掛けています。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を入園案内に記載したり、掲示したり、また「連絡ノート」を通じて、保護者とやり取りしたり、園内でゆっくりと話せる個室を設けたりしています。

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

『苦情に関するマニュアル』を整備し、マニュアルの見直しを年1回行っています。送迎時に個別対応し、受け入れている。職員は、日々の保育・幼児教育において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応とご意見の傾聴に努めています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

毎月、環境研究委員会を開催したり、『安全管理マニュアル』を整備し、マニュアル研修を行っています。職員は、「ヒヤリハット報告」、「事故報告書」を記載し、その集計を行って職員で供覧し、危険源や発生しやすい状況を分析し、未然防止、再発防止策を実施しています。毎月避難訓練を行ったり、SIDS実施訓練やAED研修会（保護者・地域・職員）を行ったり、毎月安全点検を行っています。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

看護師を配置し、『保健・衛生マニュアル』を基に、マニュアル研修を行っています。保健研究委員を中心にスタッフ会議において、嘔吐物処理や汚物処理のデモンストレーションを実施したり、各部屋に処理セットを置いています。「感染症発生状況」を玄関に掲示し、保護者に知らせたり、毎月の園だよりに感染者の集計を記載し、保護者に注意喚起を促しています。

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

神戸市役所では、近い将来に南海トラフ（マグニチュード9.2、震度6弱）が発生する事を想定しており、園でも、減災対策を行っています。管理栄養士は、23年前の阪神大震災の経験を基に、語り部も行っており、大きな地震を経験していない若い保育士・子どもに、その経験を伝えています。災害時の対応体制は、「自衛消防隊編成表」や「火元管理者一覧表」に記載しています。『災害時対応マニュアル』に減災対策を記載し、保護者及び職員の安否確認は、よいこネットを利用して連絡を行うようにしています「避難訓練実施記録」に基づき、消防署に事前に連絡を入れて通報訓練を行ったりしています。また、定期的に、災害伝言ダイヤル171を利用した模擬テストを実施しています。

ただ、厨房職員が作成した「備蓄リスト」はありますが、備蓄している飲料水の量が、子ども・職員総数の1日分に達していませんでした。置き場等の問題はありますが、分散して保管する等の工夫をされ、最も必要となる飲料水を最小必要量の1日分は確保される事を推奨いたします。

* 長期評価による地震発生確率値の更新 平成30年2月9日 地震調査委員会

http://www.static.jishin.go.jp/resource/evaluation/long_term_evaluation/updates/prob2018.pdf

近い将来の発生が心配されている南海トラフ巨大地震について、政府の地震調査委員会は、今後30年以内の発生確率を新たに計算し直し、これまでの「70パーセント程度」から、「70パーセントから80パーセント」に更新されています。

40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>厚生労働省の『大量調理マニュアル』（29年6月16日改訂）に合わせ、『衛生管理マニュアル』（29年9月改訂）に冬場のノロ・ウィルス対策を強化しており、また、改訂された記録様式「衛生管理表」にて追記された「調理に従事される方の日々の嘔吐の項目」を確認しました。今回の種々の変更に合わせて、職場内での周知徹底研修も実施されています。</p>		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>不審者の侵入時などの対策は、『安全管理マニュアル 不審者が出た時の対応（平成28年12月20日付け）』に記載し、定期的に訓練を行い、警察・S警備会社が園に駆けつける迄、子どもを守る体制を構築しています。『安全管理マニュアル』は、毎年見直しを行っています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 教育・保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉑・b・c
<コメント> 『乳幼児保育マニュアル』、『入園・退園・一時預かりマニュアル』、『職員勤務マニュアル』等があり、職員研修を実施し、保育・幼児教育の基本は標準化されて、実施しています。日々の保育・幼児教育がちゃんと実施されているか否か、園長、副主幹保育教諭が各クラスのサポートに入ったりした際や、随時見回って確認しています。		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<コメント> 全てのマニュアルは、分野ごとに設置されている各委員会で、毎年見直しを行う仕組みがあり、しっかり機能しています。また、標準的な実施方法についての検証・見直しにあたっては、標準的な実施方法についての検証・見直しにあたっては、職員会議を行って職員の意見や提案が反映されるようにしたり、クラス会議や行事後のアンケートや保護者満足度調査を行って、保護者等からの意見や提案を反映したりする等の配慮がなされています。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<コメント> スタッフ会議やクラス会議において家庭状況を周知し、全職員が把握できるようにし、指導計画に子ども一人ひとりの具体的なニーズを明示しています。保育課程検討委員会、サービス評価委員会、こども園・保育園運営委員会等を開催して、看護師や栄養士・調理師等の様々な職種の関係職員が参加し、知恵や工夫を結集し、指導計画を策定しています。		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<コメント> 指導計画は、4半期毎に、各担任が実施状況を振り返り、「省察」欄を記載し、園長、副主幹保育教諭がそれを確認しています。P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することで、指導計画 及び 保育・幼児教育の質の向上を図っています。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉑・b・c
<コメント> 子どもに関する記録は、「児童票」や「個別経過記録」等に記載しており、職員会議を通じて、情報を共有しています。記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録の様式を定めたり、書き方の指導を園長、副主幹保育教諭が職員に実施しています。		
47	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<コメント>		

『個人情報保護規定』に子どもに関する記録の管理方法や体制の記載があり、個人情報の漏えい対策として、子どもの重要な情報が記載された記録の園外への持ち出しを禁止しています。重要な個人情報を保管する戸棚には、鍵を掛けており厳重に保管しています。保護者には、個人情報の取扱い方法について、保護者説明会や懇談会で説明したり、「重要事項説明書」に記載しています。

また、『プライバシー保護（羞恥心に配慮）』と『個人情報保護（データ保護）』の違いを明確にし、副主幹保育教諭が講師となり、分かりやすく説明した職員研修が1/13（土）に実施された事を「研修報告まとめ」にて確認しました。

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 教育・保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 教育・保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて教育・保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う教育・保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	Ⓐ・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	Ⓐ・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の教育・保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

特記事項

- (1) 定員80名という小ぢんまりとした落ち着いたある規模を強みにしており（**大きなお家**）、担任以外でも園児の情報把握し、またアットホームな雰囲気を醸し出す努力をしています。毎月の各クラス会議と全員参加のスタッフ会議を通じ、スタッフ全員で意見交換を活発に行い日々の実践にいかしています。
- (2) 『保育・教育課程』は、幼保連携型認定こども園要領、法人の理念・方針に基づいて職員間で話し合いの場を持ち委員会組織を中心として、計画的・組織的に編成されています。各年齢ごとの発達段階を踏まえつつ、子ども一人ひとりの育ちを尊重し、長期的な視点から援助する丁寧で質の高い保育・幼児教育が実践されています。
- (3) 当該園ではお昼寝に使用するお布団やエプロン等を園で一括管理し衛生的に提供しています。目的は衛生・感染予防面だけではなく、保護者支援の一環として、家庭での洗濯や衛生管理に費やす時間をこどもとの触れ合いの時間に振り向けてもらうことを目的にしています。保護者には園生活の準備の軽減負担とこどもと触れ合う時間が増えると喜ばれています。
- (4) 戸外遊びについては園庭が狭いため、園庭を有効に使えるよう室内遊びと園庭遊びの時間をクラスごとに入れ替える等工夫をしています。また毎日の戸外遊びの時間を確保するために、近隣の6か所の公園を散歩および戸外遊びに活用しています。

0歳児：指先を使った遊び	1歳児：運動遊び	2歳児：運動遊び
		

3歳児：近くの広い公園で凧揚げ	4歳児：英語保育 (特別カリキュラム)	5歳児：異年齢でのお散歩
		

管理栄養士による食育に対する取り組み

- ・ 0歳児…食に興味を示すように自分食べの支援（てづかみ食べ等）を実施。
- ・ 1歳児～5歳児…食材に触れる活動（野菜スタンプ、きゃべつちぎり、クッキング）や栽培活動を通して、食に興味を持ったり命をいただいていることを知るような取り組みを実施。
- ・ 5歳児…調理器具の扱いを知り、食材購入から調理までの体験をし食の流れを知るような取り組みを実施。また、たべものが身体に入った後の働きを知り、バランスの良い献立を考える食育を実施。

親子クッキング、試食会、離乳食講習会、食育だより（レシピ掲載）など保護者への情報発信。

<p>以上児：異年齢児保育 （お店屋さんごっこ）</p>	<p>食育：親子クッキング</p>	<p>全園児：夏祭りの様子</p>
		

看護師による健康・保健面での取り組み

毎朝、お預かり時に体調をお伺いし、「申し送り表」などにより職員間で共有しています。
また、看護師がラウンドを行い園児の健康観察を行っています。

0, 1歳児と体調不良児は睡眠チェックを行い、SIDSの予防をしています。

手洗い、手指消毒や施設・玩具類の消毒を行い、感染症の予防をしています。
感染症発生時は、掲示を行い保護者様への情報提供を行って、注意喚起をしています。
手洗い指導などの健康活動を行い、子どもたちが体や健康について考える機会を作っています。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉑・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉑・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉑・b・c

特記事項

園でのこどものようすを保護者に伝えるため毎日「連絡ノート」に様子を記述し、情報を交換しています。また園内数か所にWEBカメラが設置されており、保護者はこどもの様子を見ることができるようになっています。

スタッフはこどもたちの降園時に保護者とゆっくり話ができるような雰囲気に配慮しています。スタッフが忙しそうなお姿を見せると保護者もスタッフへの声かけを遠慮してしまうので、落ち着いた対応を心掛けています。

2015年4月に保育園から認定こども園となり、英語、絵画、音楽、キッズミュージカルといった特別プログラムの提供、そして「ハート週間」と銘打った制作活動の掲示等、子どもたちの学習を支援する取り組みを積極的に行っています。

虐待等権利侵害の疑いのある子どもへの対応等についてはマニュアルの整備、普段の観察等は実施されていました。また外部の専門機関との連絡もとりやすいように整備されていました。スタッフの虐待等権利侵害に関する理解を深める取り組みについては担当スタッフが年1回外部の研修を受講しています。

A-3 教育・保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 教育・保育実践の振り返り（保育教諭等の自己評価）		
A②	A-3-(1)-① 保育教諭等が主体的に教育・保育実践の振り返り（自己評価）を行い、教育・保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉓・b・c

特記事項

当該園の特徴として平均的に若いスタッフが多いことが保護者アンケートでもあげられていますが、その強みとして、反省と改善にたいへん前向きです。その特徴を生かして担当者が幼児教育・保育の「週案」・「月案」に丁寧に実践の振り返りを記述しています。またプログラム内容の振り返りだけでなく3か月に1回、定期的に「自己点検表」、「自己成長シート」を記入して自己の姿勢の振り返りを実施しています。上司や同僚、外部機関のアドバイスや意見に真摯に耳を傾ける姿勢は、今後の園のサービスの質の向上に生かされると期待できます。

以 上